

成年後見制度の利用状況

1 新潟家庭裁判所における成年後見制度利用者（村上市）

利用者は増加しており、受任状況は親族後見人が減少しています。

	後見制度 利用者数	内訳					
		後見	保佐	補助	任意 後見	専門職 後見人	専門職 以外
令和4年6月30日現在	124	86	30	6	2	80	44
令和3年6月30日現在	122	88	27	7	0	70	52

2 市長申し立て件数

① 分野別

高齢者の申し立て件数が全体の 77.4%を占めています。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
高齢	1	1	3	1	2	5	4	3	4	24
福祉	1	1	2	0	0	0	1	1	1	7
計	2	2	5	1	2	5	5	4	5	31

② 類型別件数

後見類型が 67%、保佐類型が 25%、補助類型が 6%と、後見類型での申立てが多くなっています。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
後見	2	0	3	1	2	4	2	3	4	21
保佐	0	2	2	0	0	0	3	0	1	8
補助	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
計	2	2	5	1	2	5	5	4	5	31

3 市長申し立て受任者の状況

市長申立ての受任職種は弁護士が 12 件（39%）と多く、次いで行政書士、司法書士、社会福祉士となっています。

職種	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	法人	計
件数	12 (39%)	4 (13%)	4 (13%)	7 (22%)	4 (13%)	31

4 成年後見制度利用支援事業の申請状況

平成 29 年度に要綱を改正し、報酬助成の対象者を拡大しているため平成 30 年度から申請者数が増加しています。高齢者の制度利用が多いため、それに伴い申請割合も障害に比べ多くなっています。

分類別では施設利用者の成年後見制度利用が多くなっています。助成金額についても要綱改正に伴い申請者数も増加したため大幅に増加しています。

① 分野別

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
高齢	2	2	2	2	10	7	10	13	11
障害	0	0	0	1	5	3	0	2	3
計	2	2	2	3	15	10	10	15	14

② 分類別

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設	2	2	2	1	11	5	6	12	9
在宅	0	0	0	2	4	3	4	3	5
計	2	2	2	3	15	10	10	15	14

③ 助成金額（施設：28,000 円/月 在宅：18,000 円/月）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件数	2	2	2	3	15	10	10	15	14
金額	360,000	463,000	672,000	710,000	3,177,000	2,326,000	2,255,000	3,227,000	3,219,000